

仮決定のご案内

(事業所からの離職票がなかなか届かない場合は?)

失業保険の受給を希望される皆様へ

失業給付の申し込みには原則「離職票」が必要ですが、手続きが遅れている等の理由で、**なかなか事業所から離職票が発行されない場合**はその分だけ、初めて失業保険が支給される時期が**遅れてしまう**ことがあります。

その際は、離職票がない状況でも「**仮決定**」という形で離職日翌日から**12日目以降**であれば失業給付の申し込みができます。「仮決定」をご希望の方は、管轄のハローワークでご相談をお願い致します。

ハローワークの所在地一覧・管轄は以下のHPをご確認して下さい

(https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/roudoukyoku/info_hellowork.html)

